

総務省

○農林水産省告示第二十二号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月八日

総務大臣 野田 聖子

農林水産大臣 齋藤 健

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
紀伊	和歌山県海草郡紀美野町の 全域	紀美野町	紀美野町産業振 興促進計画	平成二十九年 十月二十七日
宇土天草	熊本県天草市の区域の一部 （旧本渡市、旧牛深市並びに	天草市	天草市産業振興 促進計画	平成二十九年 十月二十七日

旧天草郡有明町、倉岳町、栖 本町、新和町、五和町、天草 町及び河浦町)